

## 第3号様式（第7条関係）

(表)

## 請　　書

年　　月　　日

収入印紙  
200円を  
添付する  
こと。  
。

三股町長 殿

入居する町営住宅の表示		
団地	団地	
号数	号	
使用料	月額	円

上記の町営住宅の入居において、三股町営住宅管理条例、同条施行規則等の規定及び裏面の事項等を遵守します。

なお、連帯保証人は入居者と連帯して家賃及びその他の債務について履行の責めに任じます。

〈入居者〉	本　　籍			
	現住所	〒	—	
	(フリガナ)		自宅	—　—
	氏　名	(※)	TEL	携帯
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
生年月日	S・H	年	月	日生

〈連帯保証人〉	本　　籍			
	現住所	〒	—	
	(フリガナ)		自宅	—　—
	氏　名	(印)	TEL	携帯
生年月日	S・H	年	月	日生
入居者との続柄				
勤務先名称			勤務先TEL	
極度額	円			
〈連帯保証人〉	本　　籍			
	現住所	〒	—	
	(フリガナ)		自宅	—　—
	氏　名	(印)	TEL	携帯
生年月日	S・H	年	月	日生
入居者との続柄				
勤務先名称			勤務先TEL	
極度額	円			

- 1 家賃の納入 毎月指定された日(末日)までに家賃を納めます。
- 2 収入の申告 每年度、指定された日までに収入の申告をします。
- 3 入居者の保管義務 住宅、共同施設又は地区施設(以下「住宅等」という。)の使用に当たっては、次の事項を遵守するとともに、必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持します。
- (1) 住宅を営業、他人の迷惑となるような集会その他住宅以外の用途に使用いたしません。
  - (2) 住宅等内に保安上又は衛生上有害となるような物や、危険物を持ち込みません。
  - (3) 住宅等で犬、猫、家畜獣類は飼育いたしません。
  - (4) 共同施設や場所は、団地内の入居者が協力し合って清掃、草刈、樹木の手入れを定期的に行います。
  - (5) 住宅内外を問わず、無断で増築、模様替えはいたしません。
  - (6) 住宅を無断で他の者に転貸や入居の権利譲渡又は、他の者を同居させることはいたしません。
  - (7) 畳の表替え、ふすま紙の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕(三股町営住宅管理条例施行規則第16条第2項に掲げるもの。別紙のとおり。)及び給水栓、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕については、私の負担において行ないます。
  - (8) 町営住宅を明け渡すときは、町長が定めるところにより、畳の表替え、襖・障子の張替え等に要する費用の全部を負担します。
- 4 住宅への立入 正当な理由によらないで、住宅を1ヶ月以上使用していないことが判明した場合、また、緊急事態の発生及び建物の維持管理上必要があると認められる場合は、住宅監理員が住宅内へ立入ることを認めます。
- 5 住宅の明け渡し 次に掲げる事項が判明し、又は発生した場合は、入居の許可を取り消されたり、町営住宅の明け渡し請求を受けても異議の申し立てはいたしません。また、明け渡し請求を受けた場合は、すみやかに町営住宅を明け渡し、明け渡し請求の日から明け渡した日までの損害賠償金を支払います。
- (1) 不正な行為により入居したとき。
  - (2) 家賃等を3ヶ月以上滞納したとき。
  - (3) 町営住宅、共同施設及びその敷地内で家畜、ペット類等の動物を飼育したとき。
  - (4) 住宅等を故意にき損したとき。
  - (5) 正当な理由によらないで、15日以上住宅を使用しないとき。
  - (6) 当該住宅に引き続き5年以上入居しており、最近2年間引き続き、公営住宅法で定められた基準収入を超える高額の収入のある場合。
  - (7) 入居者及び同居者が暴力団員であることが判明した場合。
  - (8) その他関係法令、又は、これに基づく町長の命令や指示を守らないとき。
- 6 連帯保証人の責務 連帯保証人は、極度額(入居時における近傍同種の住宅の家賃の12ヶ月分に相当する額)を限度として、入居者と連帯して家賃、損害賠償金等の債務の保証の責めを負います。